

Pepino mosaic virusに係る暫定の輸入検査対応について（更新）

1. 経緯

- (1) 本年4月、植物防疫所における輸出検査において、数十年前にタイから輸入されたものと推測されるなす種子を検定した結果、Pepino mosaic virus (PepMV。植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の25項で、輸出国での精密検定の対象として規定する検疫有害植物。）を検出。なお、タイ、なすの種子及び生植物は、PepMVの対象地域及び対象植物として規則別表2の2の25項で規定されていない。
- (2) 5月2日から、規則別表2の2の25項に掲げる地域からのなすの種子等並びにタイからのなすの種子等及び規則別表2の2の25項に掲げる植物について、輸入検査時の検定を開始。
- (3) 5月16日付けWTO/SPS緊急通報により、規則別表2の2の25項に掲げる地域に対し、6月20日以降、なすの種子等について輸出前の検定及び検査証明書への追記を要求。
- (4) なすがPepMVの宿主となるか否かについて、改めて文献調査等を実施したところ、なすを介してPepMVが我が国に侵入するとの明確な科学的根拠は得られなかったため、今般、WTO/SPS緊急通報を取り下げ、なすに対する暫定措置を終了することが適当と判断。

2. 緊急の暫定措置の終了

- (1) タイからのなすの種子等に対する輸入検査時の検定、規則別表2の2の25項に掲げる地域からのなすの種子等に対する検査証明書の追記の確認について、令和4年11月1日から取り止める。
- (2) 規則別表2の2の25項に掲げる地域に対しては、可能な限り速やかに、WTO/SPS緊急通報により当該検定要求を取り下げる旨について通知する。